京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について (第36回、平成28年度第2回)

- **1 日** 時 平成28年11月16日(水) 午前9時30分~11時40分
- 2 会 場 京都平安ホテル『朱雀』
- 3 出席者 伊藤副座長、桑原委員、白浜委員、十倉委員、外村委員、森委員 (安藤座長、石津委員、康委員、中西委員、藤原委員 欠席) 京都府:人権啓発推進室 藪室長、浅野参事、青山参事他 関係部局職員
- 4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 平成27年度人権教育・啓発事業実施状況について

事務局から、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部、教育庁及び警察本部における平成27年度事業実施状況を説明

【委員の意見】

- 高齢者の交通事故の報道が続いているが、認知症に関わる人権の問題として、平成 29年3月以降は運転免許取消の対象となる認知症の判断を適確に行うための体制整 備や免許証返納の取組と併せて、関係機関が連携して高齢者の生活を支援していくた めの取組が必要
- 児童虐待防止のため、行政間の連携はもちろん、親自身のケアや、妊娠から出産後までを含めた親への教育が重要
- 公正採用に関連して、企業に対し、「学生を人として扱う」ことの啓発が必要
- 労働教育の推進に向け、面接での不適切事例の状況など現実の問題の情報を教育の 側に伝えていってもらいたい。

(2) 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)平成29年度実施方針について

事務局から、平成29年度実施方針に盛り込むべき内容や見直しの考え方について説明【委員の意見】

- マタハラに関連して、職場環境の箇所に、「子どもを産み育てやすい社会(職場環境) の実現」との記載を入れてもらいたい。
- 警察庁の「第3次犯罪被害者等基本計画」で、性犯罪被害者とともに、被害者の兄弟姉妹に対する取組が明記され、学校をはじめ様々な取組が要請されていることを意識した文言を入れてもらいたい。
- 相模原市の事件などへイトクライムについて、個人の資質では済まない大きな問題があり、言及してもらいたい。また、マイノリティへの配慮が全体の底上げに繋がるということへの言及について配慮願いたい。
- 障害者の尊厳にも配慮して「共に生きる」という「京都府障害のある人もない人も 共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が生きる文言としてほしい。

(3) 専門委員会の設置について

事務局から、専門の事項について検討するための専門委員会を設置した旨及び第1回 専門委員会(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえた取組等の検討)の結果概要 について説明

【主な質疑・応答】 (○:委員、●:事務局)

(1) 平成27年度人権教育・啓発事業実施状況について

<認知症総合対策事業>

- 高齢者の交通事故が続いている印象であるが、交通事故は人の命という最も大事な人権に関わり、加害者と同時に被害者も生むので、人権問題としても取り組む必要がある。他方、車移動の多い地域では免許有無は重要な問題である。認知症の方に対して、免許証の返納を呼びかけるなどしているか。
- 来年3月の改正道路交通法施行に向けて、健康福祉部としては、家族、地域包括支援センター 職員、かかりつけ医など高齢者をとりまく方々に研修などの機会を通じて周知していければと考 えている。

特に郡部においては、車を運転できないと生活ができないので、返納後にどう生活支援していくかを総合的に考えることが必要。市町村や警察とも連携して、高齢者の生活を守っていけるようにしていきたい。

- 個人情報の取扱について誤解されがちだが、命に関わる情報はきちんと共有して、府警との連携を進めてもらいたい。
- 道路交通法改正後は、認知症と判断されると免許取消の対象となる。認知症の判断は難しいと聞いているが、免許更新の現場のマンパワーは足りているか。認知症を判断する人材の育成についてはどのように考えているか。
- 医療の面では、認知症疾患医療センターとして中核病院を指定するほか、診断可能な医療機関をポータルサイトで紹介している。また、かかりつけ医に対しても、医師会と連携しての研修実施、国の認知症サポート医制度の活用などにより、支援体制を構築している。

また、府警本部からは、医師の確保について、医師会と協議を始めていると聞いている。

○ 認知症に関して、健康福祉部や医師会の主導で研修体制は構築されてきているが、認知症はバリエーションが広く、医師が足りているとは言い難い。

免許更新時に認知症の方を把握するための体制づくりについては、こうした医療体制の充実と は別個の取組が必要

○ 警察の方でも、連携をとって人材を養成し、適確に運営してもらいたいとの問題提起があった 旨を担当部局に伝えてもらいたい。

<障害に関するシンボルマークの普及>

- 取組を広げていくためにはネットワークが重要。ヘルプマークについては初めて知ったが、医療機関に普及していければいいと思う。
- ヘルプマークの認知度の状況はどうか。
- 認知度はまだまだであり、当事者だけでなく、府民に広く知ってもらえるよう広報していきたい。医療機関をはじめ、金融機関や関係機関の協力も得て各所に周知依頼しており、テレビ・ラジオ等でも周知している。新聞記事でも取り上げられている。今後も積極的に取り組みたい。

<児童虐待等総合対策事業>

- 児童虐待事案で転居に伴う自治体間の連携不足の報道があったが、親自身のケアや、妊娠から 出産後までを含めた親への教育が重要。幼少期の経験は親になっても連鎖するので、親を含めた 支援体制が重要。
- 行政間の連携については、しっかりとるようにしていきたい。親に対する支援については、市町村の「子育て世代包括支援センター」で妊娠・出産から子育

てまで切れ目のない支援ができるよう取り組んでいる。

<公正採用選考啓発事業>

- 公正採用に関連して、昨今はネットでの就職活動が主流だが、反応してくれない企業があって 学生が困っていると聞く。企業に対し、「学生を人として扱う」ことの啓発が必要。 また、労働相談の内容にマタハラの記載がないが、ぜひ対象に加えてもらいたい。
- 学生に対しては、京都ジョブパークで個別にカウンセリングを行うなど伴走支援しているなかで、そうした、企業からの反応がないという相談事例もある。

労働相談については相談内容を限定していない。件数として上がってきていないが、マタハラについての相談もあると考えられる。

○ 労働教育が課題との説明があったが、確かに、学生に「労働三法とは」と聞いてもすぐに出て こない。教育庁と商工労働観光部が連携して、例えば、面接で何が不適切なのか、どういう状態 なのかといった現実の問題についての情報を、ぜひ教育の側に伝えていってもらいたい。

(2) 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)平成29年度実施方針について

- マタハラに関連して、職場環境の箇所に、「子どもを産み育てやすい社会(職場環境)の実現」 と入れてほしい。女性だけの問題ではないし、こうすることでハラスメントに含めるよりも相互 理解を求められる。
- 警察庁が今年4月に策定した「第3次犯罪被害者等基本計画」の中で、性犯罪被害者とともに、 被害者の兄弟姉妹に対する取組が明記され、学校をはじめ様々な取組が要請されていることを意 識した文言を入れてもらいたい。
- 相模原事件はヘイトクライム。老人ホームでの犯罪めいた事件も続いている。個人の資質では 済まない大きな問題が後ろにあり、直接でなくても言及してもらいたい。
- 相模原事件については、政府の検証・再発防止対策検討チームの議論も踏まえながら、健康福祉部とも連携して対応していきたい。
- 「人権=マイノリティの保護」と誤解されているところがある。マイノリティへの配慮が全体 の底上げに繋がるということを言わないといけない状況があると思われるので配慮してもらい たい。
- 例えば資料 1-2 の p58 で「障害者への思いやりのある行動が自然にできる」との記載がある。 「思いやり」という言葉の捉え方の問題はあるが、「弱者に対して何かやってあげる」ではなく、 障害者の尊厳にも配慮して「共に生きる」ということで、当事者の声に配慮して条例を作ってき たことが生きる文言としてほしい。
- 「思いやり」は対応を通じた合理的配慮の意味。文章表現については、十分配慮していきたい。
- 制度に血を通わせるにはマンパワーが必要。人数や給料など、しっかりと予算の裏付けの確保をしてもらいたい。
- 各部局において、必要な財源確保に努力したい。
- 実施方針の文案を作成するにあたって御意見をいただいた。委員からの御意見の趣旨を踏まえ、 具体的に所管部局と相談した上で3月の懇話会で示していきたい。

(3) 専門委員会の設置について

- 条例制定を目指しているわけではないということか。
- まずは、施行された法に基づいて何ができるのか、できることをしっかり進めていくことが重要。大阪市の事例も手法の一つだが、まずは、地域の状況等を踏まえた必要な取組について、国との連携のもと、専門的視点も踏まえながら考えていくことが重要と考えている。